平成２６年（フ）第３１６号
東京都青梅市千ヶ瀬町５丁目656番地の１ハイツサンリバー202
債務者　長谷川邦子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６７号
栃木県宇都宮市南町11番10号
債務者　髙橋　由美
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７９号
栃木県宇都宮市若草３丁目18番１号　グランメゾンＢ105
債務者　落合　秀宣
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８２号
栃木県宇都宮市中央本町１番10号、前住所埼玉県さいたま市南区南本町２丁目21番９―405号
債務者　鈴木　未穂
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７号
栃木県足利市福居町1957番地９　ア・ラモードＢＢ１―103、前住所群馬県太田市藤阿久町496番地10
債務者　皆川　佳恵（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３９号
栃木県足利市中川町3608番地６　ハイツ中川88―203号
債務者　長島　勝美
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１３３号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目12番地２　金山テラス２号、前住所川崎市高津区蟹ケ谷21番地21　ブライトコーポ日吉Ｂ棟303
債務者　藤本　君江
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６７０号
横浜市港南区丸山台２丁目29番23号　レインボーヒルズ101
債務者　土方　幹雄
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７１号
横浜市港南区丸山台２丁目29番23号　レインボーヒルズ101
債務者　土方　裕子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３号
釧路市愛国東２丁目47番７号
債務者　五十嵐　淳
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６６号
釧路市昭和中央６丁目８番８号
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６１号
釧路市大楽毛南３丁目３番８号
債務者　掛村　由佳（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産終結

平成１１年（フ）第５６５０号
大阪市住之江区浜口西２丁目12番９号
破産者　村角建設株式会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は、破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１２４号
茨城県つくば市高見原２丁目１番地２
破産者　野原ストア一有限会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６号
茨城県つくば市高見原２丁目１番地５
破産者　被相続人亡野原静江相続財産
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係